

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県本人確認情報保護審議会 (情報システム戦略課 住基ネット・マイナンバー担当)	
設置年月日	平成14年8月5日	
設置根拠等	住民基本台帳法第30条の40	
	執行機関の附属機関に関する条例 埼玉県本人確認情報保護審議会規則	
委員定数・任期	5人以内・2年	
職務内容	本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議する	
公開・非公開の別	原則公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>第26回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和5年2月6日（月） ・場所：Web会議 (事務局は県庁第二庁舎10階情報システム戦略課内に設置) <p>4 審議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況等について <ul style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況 ② マイナンバー制度 (2) 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について (3) その他 	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県固定資産評価審議会 (市町村課税政担当)	
設置年月日	昭和37年10月2日	
設置根拠等	地方税法第401条の2	
	埼玉県固定資産評価審議会規則	
委員定数・任期	10人以内・3年	
職務内容	知事が意見を求めたものについて調査審議する。 ① 知事が定める固定資産評価基準の細目に関すること ② 固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告に関すること	
公開・非公開の別	原則公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	令和4年度の活動実績なし	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県国土利用計画審議会 (企画財政部 土地水政策課 土地政策担当)	
設置年月日	昭和49年10月15日	
設置根拠等	国土利用計画法第38条	
	執行機関の附属機関に関する条例、埼玉県国土利用計画審議会規則	
委員定数・任期	16人(規則上は20人以内)・2年	
職務内容	<p>①埼玉県国土利用計画の策定又は変更に際し意見を述べること。</p> <p>②埼玉県土地利用基本計画の策定又は変更に際し意見を述べること。</p> <p>③市町村国土利用計画の策定又は変更につき知事が助言・勧告するに際し意見を述べること。</p> <p>④県土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関する重要事項について調査審議すること。</p>	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>○第72回埼玉県国土利用計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月18日(木) ・WEB会議 ・埼玉県土地利用基本計画の変更について(諮問) (農業地域の縮小(春日部市)、森林地域の縮小(さいたま市ほか17市町村)) ・第5次埼玉県国土利用計画の改定について(報告) <p>○第73回埼玉県国土利用計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年11月15日(火) ・WEB会議 ・第5次埼玉県国土利用計画の骨子案について(報告) <p>○第74回埼玉県国土利用計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月26日(木) ・WEB会議 ・第5次埼玉県国土利用計画(案)について(報告) 	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県土地利用審査会 (企画財政部 土地水政策課 土地政策担当)	
設置年月日	昭和49年10月25日	
設置根拠等	国土利用計画法第39条	
	埼玉県土地利用審査会条例	
委員定数・任期	7人・3年	
職務内容	国土利用計画法の規定に基づき、届出に対する勧告、監視区域の指定等に関し、その権限に属する事項を処理する。	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	実施なし	